

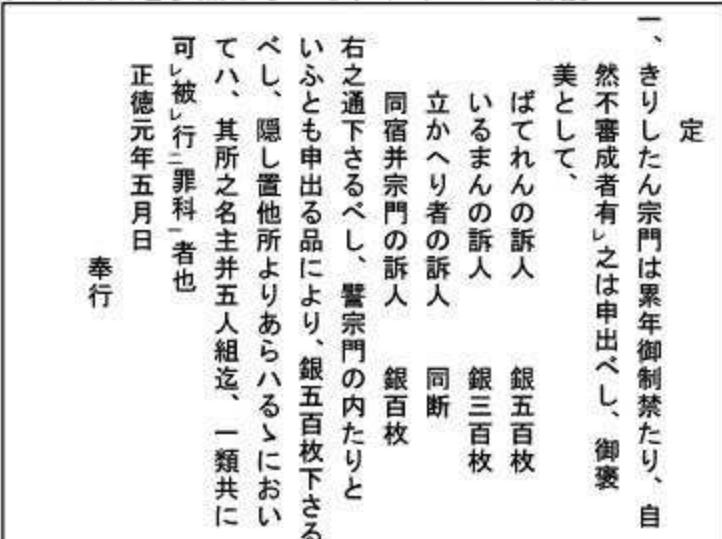
選択社会科学習指導案

1 単元名 中学生向け古文書講座「きりしたん高札を読む」

2 本時の学習 2時間扱い

(1)ねらい 古文書に興味を持ちながら古文書解読の基礎を身につけることができる。
地域史料に直接触れることで、歴史の一コマを知るきっかけとする。

(2) 展開

学習活動・学習内容	資料
<p>①「きりしたん高札」を見て、解読にチャレンジしてみる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 読み取れる文字は? →きり志(し)多(た)ん、者(ば)て連(れ)ん、い留(る)まん、五人組 正徳元年五月日、奉行など どんな内容? →キリスト教の禁止、バテレンの追放など <p>②古文書解読のための基礎を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 古文書の形態 … 表題・本文・日付・差出人・宛先 文字の個性 … くずし字、異体字、変体仮名、合字 古文書の読み方 … 候文、代表的な慣用句、返って読む語句 <p>③資料について知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高札とは キリスト禁制とは <p>④相沢家 535 「きりしたん高札」を解読してみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 読み下し文を参照しながら、テキストの音読 	<ul style="list-style-type: none"> 小島(栄)家 1262 「きりしたん高札」 解説書
	<ul style="list-style-type: none"> 会田家 7848 「日光御成道絵図」 相沢家 535 「きりしたん高札」 読み下し文 くずし字辞典 解説書
<ul style="list-style-type: none"> くずし字の解説（変体仮名、御、成、申、出、断、申、品、置、所、其、迄、被） 語句の解説（きりしたん、ばてれん、いるまん、五人組） 時代背景の解説 <p>⑤受講者全員でテキストの音読</p> <p>⑥小島(栄)家 1262 の音読 ※内容は相沢家 535 と同じ</p> <p>⑦相沢家 535 「親子・博奕等高札」の紹介</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小島(栄)家 1262 相沢家 535

小島（栄）家No.1262「きりしたん高札」

定
きりもん全うの事本計制禁
自經不當威者有くやも重
きがうひこと
してまんの唐人 深入百姓
いはまんの唐人 陥、盲被
立かへるの唐人 同
因高すあら唐人 徒百枚
奉と進すあらベニキシ同和高
さりこふとくわすあらより深入裏
1度とまき千疋化和しりあひ
あて、主郎の事とあ人但と二種有
羅村たるる今是也
正徳元年八月日
春江

相沢家No.535 「きりしたん高札」

定
事あま元宗門にも里年御制禁より自
然ふ審候若有をり出候一御寢
夷にて
おとさんのお人
銀人百枚
のるまんの訴人
銀三百枚
立つり者の訴人
日引
同宿あるの訴人
銀一百枚
右の通下さるて 瑞宗門の内すと
のともや如ふ小より銀入百枚下さる
て 陽一在他のよりあらふるふるふる
罪科考之
大主教名主教又人組を一粒を有
罪科考之
心德元年八月日 奉行

小島(栄)家No.1256「きりしたん高札」 読み下し文

定

きりしたん宗門ハ累年御制禁たり、自然不審成者有之ハ申出へし、

御ほうひとつして、

はてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 同断

同宿井宗門の訴人 銀百枚

右之通下さるへし、たとひ同宿宗門之内

たりといふとも申出る品により、銀五百枚

下さるへし、かくし置他所よりあらかるゝに

おゐてハ、其所の名主井五人組迄、一類共に

罪科におこなハるへき者也

正徳元年五月日

奉行

相沢家No.535「きりしたん高札」 読み下し文

定

一、きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審成者有之は申出べし、御褒美として、

ばてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 同断

同宿井宗門の訴人 銀百枚

右之通下さるべし、警宗門の内たりと

いふとも申出る品により、銀五百枚下さる

べし、隠し置他所よりあらかるゝにおい

てハ、其所の名主井五人組迄、一類共に

可レ被レ行ニ罪科一者也

正徳元年五月日

奉行

定

一、親子兄弟夫婦を始、諸親類にしたしく
下人等にいたる迄、これをあハれむべし、主人
ある輩ハおのく其奉公に精を出すべき事
限小るを准^シきする事

一、物をひそむ又は法理をひそむ人の害ふ
多きするを准^シきする事

一、博奕の類一切小禁制の事

一、喧嘩口論を慎み若其事ある時、猥に出手べ
からず、手負たる者隠置べからざる事

一、鐵炮猥に打べからず、若違犯の者あらバ
申出べし、隠し置他所よりあらハるゝに
おいてハ其罪重かるべき事

一、盜賊悪黨の類あらバ申出べし、急度御褒
美下さるべき事

一、死罪に行ハるゝ者有時、馳集るべからざる事
人売買かたく停止す、但し男女の下人或ハ
永年季或ハ譜代に召置事ハ、相対に任
すべき事

附 譜代の下人又は其所に住来る輩他
所へ罷越、妻子をもち有付候もの呼
返すべからず、但し罪科ある者ハ

制外の事

右條々可^ニ相守^レ之、若於^ニ相背^レは、可^ニ被^レ行
罪科^一者也

制外の事

右條々可^ニ相守^レ之、若於^ニ相背^レは、可^ニ被^レ行
罪科^一者也

罪科^一者也

正徳元年五月日

奉行

定

一、親子兄弟夫婦を始、諸親類にしたしく
下人等にいたる迄、これをあハれむべし、主人
ある輩ハおのく其奉公に精を出すべき事
限小るを准^シきする事

一、家業を專にし、懈る事なく万事其分
限に過べからざる事

一、いつわりをなし、又は無理をいひ、惣じて人の害に
なるべき事をすべからざる事

一、博奕の類、一切に禁制の事

一、喧嘩口論を慎み若其事ある時、猥に出手べ

からず、手負たる者隠置べからざる事

一、鐵炮猥に打べからず、若違犯の者あらバ
申出べし、隠し置他所よりあらハるゝに
おいてハ其罪重かるべき事

一、盜賊悪黨の類あらバ申出べし、急度御褒
美下さるべき事

一、死罪に行ハるゝ者有時、馳集るべからざる事

人売買かたく停止す、但し男女の下人或ハ
永年季或ハ譜代に召置事ハ、相対に任

すべき事

附 譜代の下人又は其所に住来る輩他
所へ罷越、妻子をもち有付候もの呼
返すべからず、但し罪科ある者ハ

制外の事

右條々可^ニ相守^レ之、若於^ニ相背^レは、可^ニ被^レ行
罪科^一者也

正徳元年五月日

奉行